

令和7年度

倉敷市立高等学校入学者選抜実施要項

令和6年11月

倉敷市教育委員会

倉敷市立高等学校入学者選抜に関する日程一覧表

月 日	曜	実 施 事 項	提出場所・ 送 付 先	該 当 者		
				中学校	高等学校	その他
11.21 ～ 11.25	木 月	入学出願関係用紙の配布 ・入学願書 ・納付書	中 学 校 高 等 学 校			教育委員会 指 導 課
2.25 ～ 2.27 正午	火 木	入学出願関係書類の提出 ・入学願書 ・納付書 ・調査書 ・入学志願者一覧表 ・自己申告書 ・学区外出願許可通知書	志願先高等学校	○		
2.27	木	電話による入学志願者数の報告	教育委員会指導課 ☒高校魅力化推進室		○	
3.3 までに	月	受検票の交付	中 学 校		○	
3.6 までに	木	入学志願者数報告書の提出	教育委員会指導課 ☒高校魅力化推進室		○	
3.11	火	学力検査、作文又は適性検査				
3.11	火	電話による受検者数の報告	教育委員会指導課 ☒高校魅力化推進室		○	
3.12	水	面接				
3.18	火	電話による合格者数の報告	教育委員会指導課 ☒高校魅力化推進室		○	
3.19	水	合格者の発表（午前9時～正午）			○	
3.21 ～ 3.24	金 月	答案の返還 学力判定原簿の提出	教育委員会指導課		○	
3.21 ～ 3.24	金 月	合格者数報告書の提出	教育委員会指導課 ☒高校魅力化推進室		○	
3.31 までに	月	反省事項の提出	教育委員会指導課 ☒高校魅力化推進室		○	
3.31 までに	月	選抜の経過の提出 選抜完了報告書の提出	教育委員会指導課		○	
4.7 までに	月	学校教育法施行規則第24条第2項による 生徒指導要録の抄本又は写しの送付 学校保健安全法施行規則第8条第2項による 生徒の健康診断票・歯の検査票の送付	生 徒 の 入 学 先 高 等 学 校	○		

倉敷市立高等学校入学者選抜に関する日程一覧表（特別入学者選抜）

月 日	曜	実 施 事 項	提出場所・送付先	該 当 者	
				中学校	高等学校
1.21 ┆ 1.23 正午	火 木	特別入学者選抜出願関係書類の提出 ・特別入学者選抜入学願書・納付書・調査書 ・特別入学志願者一覧表・自己申告書 ・学区外出願許可通知書	志願先高等学校	○	
1.23	木	電話による特別入学者選抜志願者数の報告	教育委員会指導課 ☒高校魅力化推進室		○
1.27 までに	月	受検票の交付	中 学 校		○
1.30 までに	木	特別入学者選抜等志願者数報告書の提出	教育委員会指導課 ☒高校魅力化推進室		○
2.5	水	学力検査・選択実施する検査			
2.5	水	電話による受検者数の報告	教育委員会指導課 ☒高校魅力化推進室		○
2.6	木	面接			
2.13	木	電話による合格内定者数の報告	教育委員会指導課 ☒高校魅力化推進室		○
2.14	金	特別入学者選抜結果の通知	中 学 校		○
2.18 ┆ 2.19	火 水	答案の返還 特別入学者選抜判定原簿の提出	教育委員会指導課		○
2.18 ┆ 2.19	火 水	合格内定者数報告書の提出	教育委員会指導課 ☒高校魅力化推進室		○
3.19	水	合格者の発表			
3.31 までに	月	反省事項の提出	教育委員会指導課 ☒高校魅力化推進室		○
3.31 までに	月	選抜の経過の提出	教育委員会指導課		○

倉敷市立高等学校入学者選抜に関する日程一覧表（定時制課程の特別な入学者選抜）

月 日	曜	実 施 事 項	提出場所・送付先	該 当 者	
				志願者	高等学校
1.21 ┆ 1.23 午後 8 時	火 木	定時制課程の特別な入学者選抜出願関係書類の提出 ・定時制課程の特別な入学者選抜入学願書 ・納付書	志願先高等学校	○	
1.23	木	電話による入学志願者数の報告	教育委員会指導課 ☒高校魅力化推進室		○
1.30 までに	木	志願者数報告書の提出	教育委員会指導課 ☒高校魅力化推進室		○
2.5	水	面接・作文			
2.5	水	電話による受検者数の報告	教育委員会指導課 ☒高校魅力化推進室		○
2.13	木	電話による合格内定者数の報告	教育委員会指導課 ☒高校魅力化推進室		○
2.14	金	入学者選抜結果の通知	志願者・中学校		○
2.18 ┆ 2.19	火 水	合格内定者数報告書の提出	教育委員会指導課 ☒高校魅力化推進室		○
3.19	水	合格者の発表			○
3.31 までに	月	選抜の経過・反省事項の提出 定時制課程の特別な入学者選抜判定原簿の提出	教育委員会指導課		○

目 次

一般入学者選抜

1 募 集	1
2 出 願	1
3 入学者選抜のための学力検査	2
4 面 接	3
5 作 文	3
6 適性検査	3
7 選 抜	4
8 合格者の発表	4
9 追 検 査	4
10 第2次募集	6
11 そ の 他	6

特別入学者選抜

1 実施学校及び募集人員	7
2 出 願	7
3 入学者選抜のための学力検査	8
4 面 接	8
5 各高等学校において選択実施する検査	8
6 選 抜	9
7 合格者の発表	9
8 合格内定とならなかった者の扱い	9
9 そ の 他	9

定時制課程の特別な入学者選抜

1 実施学校及び募集人員	10
2 出 願	10
3 面接及び作文	10
4 選 抜	10
5 合格者の発表	11
6 合格内定とならなかった者の扱い	11
7 そ の 他	11

注意事項

1 倉敷市立高等学校入学者選抜 の完了の報告	11
2 学力検査の結果に関する 保有個人情報の本人提供	11

倉敷市立高等学校入学者選抜に係る

書類様式等一覧	12
(別紙様式1)選抜完了報告書	13
(別紙様式2)本人提供状況報告書	14

令和7年度倉敷市立高等学校入学者選抜実施要項

令和7年度倉敷市立高等学校入学者選抜は、この要項の定めるところによる。

一般入学者選抜

1 募 集

(1) 応募資格

倉敷市立高等学校（以下「高等学校」という。）に入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）した者

イ 令和7年3月中学校等を卒業する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

(2) 募集人員

ア 精思高等学校（霞丘校含む）、工業高等学校

募集定員から、特別入学者選抜及び定時制課程の特別な入学者選抜の合格内定者数を除いた人数とする。

イ 倉敷翔南高等学校、真備陵南高等学校

部・コース別募集人員から、特別入学者選抜及び定時制課程の特別な入学者選抜の合格内定者数を除いた人数とする。

[参 考]

学 校 名	科 名	募集定員	昼間部・夜間部の別	
倉敷市立精思高等学校	普通科	80人	夜 間 部	
	霞丘校	普通科	60人	昼 間 部
		商業科	30人	昼 間 部
倉敷市立工業高等学校	機械科	80人	夜 間 部	
	電気科	40人	夜 間 部	

学 校 名	科 名	募集定員	部・コース別募集人員	
倉敷市立倉敷翔南高等学校	総合学科	120人	昼 間 部	95人
			夜 間 部	25人
倉敷市立真備陵南高等学校	普 通 科	80人	昼間部3修コース	40人
			昼間部4修コース	40人

2 出 願

(1) 出願の制限

ア 志願者は、岡山県倉敷市立高等学校学則（昭和45年倉敷市教育委員会規則第27号。以下「学則」という。）第1条の2の規定により出願しなければならない。

イ 志願者は、2以上の公立高等学校を併願することはできない。

ウ 精思高等学校（霞丘校を含む）を志願する者は、第1志望の科・部と異なる科・部を第3志望まで出すことができる。

エ 工業高等学校を志願する者は、第1志望の科と異なる科を第2志望とすることができる。

オ 倉敷翔南高等学校を志願する者は、第1志望の部と異なる部を第2志望とすることができる。

カ 真備陵南高等学校を志願する者は、第1志望のコースと異なるコースを第2志望とすることができる。

キ 入学願書提出後、志願校又は志願科・部・コースを変更することはできない。

(2) 出願の期間

令和7年2月25日(火)から2月27日(木)までとし、受付時間は、午前9時から午後4時30分まで(最終日は正午まで)とする。

なお、郵送による場合は、2月26日(水)までに到着したものに限り。

(注1) 1(1)アの「これに準ずる学校」とは、特別支援学校の中学部等をいう。

(3) 出願の手続

ア 志願者は、次の書類に所定事項を記入し、在学若しくは出身中学校等の校長又は文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の長（以下「中学校等の校長」という。）を経由して出願の期間内に志願校に提出する。ただし、学校教育法施行規則第95条に該当する者（上記在外教育施設の卒業（見込）者を除く。以下同じ。）は志願者本人から提出することができる。

名 称	部 数
入 学 願 書	1 部
納 付 書	1 部
自己申告書	長期欠席者、過年度卒業者等のうち、提出を希望する志願者についてのみ1部提出
学区外出願許可の通知書	特別出願の手続きにより学区外出願申請書を提出し、許可を受けた志願者についてのみ1部提出

イ 中学校等の校長は、志願者が提出した入学願書の記載事項の確認を行い、次の書類を作成してそれぞれの提出期間内に、志願校（精思高等学校については、第1志望の科・部がある学校。以下同じ。）に提出する。

名 称	部 数	提 出 期 間
入学志願者一覧表	2 部	2月25日(火)～2月27日(木)正午 (郵送は2月26日(水)必着)
調 査 書	各志願者について1部	

なお、入学志願者一覧表及び調査書については、出願する科・部・コースごとに提出する。

ウ 調査書（学年についての報告書を含む。）の客観性と信頼性を高めるため、中学校等の校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、その記入や取扱いについては、特に公正、確実を期すること。

エ 高等学校長は、中学校等の校長から提出された入学出願関係書類を所定の期間・方法等により適正に処理するとともに、入学志願者数を倉敷市教育委員会指導課長（以下「指導課長」という。）及び岡山県教育庁高校教育課高校魅力化推進室長（以下「高校魅力化推進室長」という。）あて報告する。

(4) 特別出願の手続

学則第1条の2の第3項による志願者は、令和7年1月9日（木）から1月31日（金）までの期間に、出願予定先の高等学校へ、学区外出願許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。

また、中学校等の校長は、当該志願者の状況について、事前に出願予定先の高等学校と十分相談するとともに、申請の根拠となる書類を保存しておくこと。

(5) 入学選抜手数料

ア 倉敷市立高等学校条例（昭和42年倉敷市条例第34号）の定めるところにより、入学選抜手数料（750円）を納付する。

イ いったん受領した入学選抜手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

(6) 入学願書及び納付書の配付

令和6年11月21日（木）から11月25日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日を除く）の間に、指導課から関係中学校等に配付する。（ただし、市外の公立中学校及び国・県・私立中学校等から出願する場合は、高等学校又は指導課に請求する。）

(7) そ の 他

出願に当たっては、各高等学校が示す「三つの方針」等を参考とすること。

3 入学者選抜のための学力検査

(1) 実施期日 令和7年3月11日（火）

- (2) 日 程
 集合時刻
 学力検査

8時50分

教 科	開始時刻	終了時刻	時 間
(作文・適性検査)	9 : 2 0	～ 1 0 : 0 5	45分
数 学	1 0 : 2 5	～ 1 1 : 1 0	45分
国 語	1 1 : 3 0	～ 1 2 : 1 5	45分
英 語	1 3 : 0 5	～ 1 3 : 5 0	45分

※ 英語は聞き取り検査を含む。

- (3) 実施場所 志願校
 (4) 配慮事項

学力検査等を受検するに当たり、病気や障がい等の事情により特別な配慮を必要とする志願者及び日本語指導が必要な外国籍生徒等で特別な配慮を必要とする志願者について、中学校等の校長は、事前に志願校と十分相談すること。

なお、特別な配慮を必要とする志願者について相談する場合は、中学校等の校長は病気や障がい、日本語能力等の状況や希望する特別な配慮等を記した文書(例：県様式 11 を準用)を志願校に提出すること。

- (5) 出題の方針

ア 平成 29 年文部科学省告示第 64 号の中学校学習指導要領に示された目標及び内容の範囲内で出題する。

イ 各教科とも基礎的・基本的事項を中心とし、思考力、判断力、表現力等をみる問題を含める。

- (6) 問題の作成 岡山県教育委員会において作成した問題を使用する。

- (7) 学力検査実施委員会

ア 学力検査実施委員会は、高等学校ごとに設け、学力検査の実施管理に当たる。

イ 学力検査実施委員会には、委員長 1 名及び委員を置く。

ウ 委員長は高等学校長とし、委員は当該高等学校の所属職員の中から委員長が選任する。

- (8) 実施後の処理

答案は、学力検査実施委員会において採点する。採点后、各教科の得点(各教科 70 点満点)を合計し、その合計得点を基に高等学校長が定める 10 段階又は 5 段階の評定段階による評価を行い、その結果を「学力検査の評定」とする。

- (9) 答案の返還

高等学校長は、令和 7 年 3 月 21 日(金)から 3 月 24 日(月)までの間に、市教育委員会に答案を返還する。

4 面 接

- (1) 面接を実施する高等学校(精思高等学校(霞丘校含む)、工業高等学校、倉敷翔南高等学校及び真備陵南高等学校)は、学力検査実施委員会に準じて面接実施委員会を設け、志願者全員に面接を実施する。

- (2) 実施期日及び場所 令和 7 年 3 月 12 日(水) 志願校

- (3) 実施の方法については、令和 7 年 3 月 11 日(火)、志願校において志願者に指示する。

5 作 文

- (1) 作文を実施する高等学校(精思高等学校(霞丘校含む)、工業高等学校及び倉敷翔南高等学校)は、学力検査実施委員会に準じて作文実施委員会を設け、志願者全員に作文を実施する。

- (2) 実施期日及び場所 令和 7 年 3 月 11 日(火) 志願校

- (3) 実施時刻 9 時 20 分～10 時 5 分

- (4) 内 容 志願者の志望の動機・理由、興味・関心等を把握する。

- (5) 実施の方法については、検査当日指示する。

6 適性検査

- (1) 適性検査を実施する高等学校(真備陵南高等学校)は、学力検査実施委員会に準じて適性検査実施委員会を設け、志願者全員に適性検査を実施する。

- (2) 実施期日及び場所 令和 7 年 3 月 11 日(火) 志願校

- (3) 実施時刻 9 時 20 分～10 時 5 分

- (4) 内 容 志願者の興味・関心・適性等を把握する。作文を含む。

- (5) 実施の方法については、検査当日指示する。

7 選 抜

(1) 選抜の方針

- ア 選抜に当たっては、中学校等の校長から提出される調査書、学力検査・面接・作文あるいは適性検査の結果及び自己申告書等を資料として、各高等学校の科・部・コースの特色を配慮して総合的に判断する。
- イ 調査書については、中学校等の教育の全領域にわたる成果を的確に判断するための資料として重視する。
ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による、中学校等の臨時休業により、中学校等での活動ができなかったことや部活動等の大会、資格・検定試験の中止等により、総合所見及び参考となる事項等の記載が少ないこと等のみをもって志願者が不利益を被ることがないように配慮する。
- ウ 学力については、調査書の「学習の記録」に記載された評定から求めた換算点と学力検査の結果から求めた合計得点とを基に、高等学校長が「調査書の評定段階」と「学力検査の評定段階」をそれぞれ定め、相関表を作成して判定する。調査書の換算点の算出においては、学力検査を実施しない教科及び第3学年（義務教育学校については、第9学年）の評定を重視して取り扱う。

(2) 選抜委員会

- ア 高等学校に選抜委員会を設け、入学者の選抜を行う。
- イ 選抜委員会には、委員長1名及び委員を置く。
- ウ 委員長は高等学校長とし、委員は当該高等学校の副校長及び教頭並びに主幹教諭、指導教諭及び教諭等の中から委員長が選任する。

(3) 選抜の方法

- ア 特別入学者選抜等による合格者を含め、募集定員の90パーセントに当たる人数について、第1志望の志願者から選抜する。次に、第2志望の志願者を含め、募集定員に達するまでの人数を選抜する。
- イ 欠員を生じた科・部・コースでは、当該科・部・コースを第2志望とするものうちから選抜する。精思高等学校においては、さらに欠員を生じている場合に、当該科・部・コースを第3志望とするものうちから選抜する。
- ウ 真備陵南高等学校においては、欠員を生じた（完全受検者が募集人員に満たない）場合、市教育委員会と協議の上、5名程度を上限として、その欠員の人数を欠員が生じていない普通科コースの募集人員に加えて選抜することができる。
ただし、欠員が生じたコースにおける定員内不合格者の人数については、この取扱いを適用しない。

(4) その他

- ア 選抜に当たっては、各資料を入学者選抜カード等に整理して使用する。
- イ 選抜に当たって使用した資料は、公表しない。
- ウ 高等学校長は、選抜終了後、令和7年3月21日(金)から3月24日(月)までの間に、学力判定原簿（県様式16）を指導課長あて提出する。

8 合格者の発表

- (1) 令和7年3月19日(水)午前9時から正午までの間に、各志願校及び各志願校ホームページで発表する。
- (2) 高等学校長は、令和7年3月21日(金)から3月24日(月)までの間に、合格者数報告書（県様式17を準用）を、指導課長及び高校魅力化推進室長あて提出する。また、令和7年3月31日(月)までに、入学者選抜の経過については、指導課長あて報告し、反省事項については、指導課長及び高校魅力化推進室長あて報告する。

9 追検査

(1) 実施学校・科・部・コース

追検査の受検を許可した学校・科・部・コースにおいて実施する。

(2) 申 請

ア 対象者

一般入学者選抜当日に、特別な配慮によっても対応できず、やむを得ず欠席した志願者のうち、次のいずれかに該当し、追検査の受検を希望する者とする。

ただし、学力検査、面接の一部でも受検した者は対象としない。

- (ア) 学校保健安全法施行規則第18条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病（ただし、同規則第18条第3号にある「その他の感染症」は除く。）の罹患者
- (イ) 不慮の事故や急な入院等やむを得ない理由により一般入学者選抜を受検できなくなった者

イ 申請の手続

(ア) 中学校等の校長は、追検査の受検希望があった場合は、令和7年3月11日(火)正午までに志願校の校長に電話で連絡するとともに、令和7年3月12日(水)午後3時までに追検査受検許可申請書(県様式12を準用)に、受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類(医師の診断書等)を添えて、志願校に提出する。

添付書類が期限までに準備できない場合は、追検査受検許可申請書を期限までに提出した上で、添付書類のみ追検査の学力検査日に実施会場に持参する。

(イ) 高等学校長は、提出書類の内容を審査し、受検を許可したときは、追検査受検許可通知書(県様式13を準用)を中学校等の校長を経由して、当該志願者に交付する。

なお、受検票は、一般入学者選抜において交付したものを使用する。

(ウ) 高等学校長は、追検査の受検を許可した志願者数(県様式8を準用)を、令和7年3月31日(月)までに指導課長及び高校魅力化推進室長あて報告する。

ウ 入学選抜手数料

徴収しない。

(3) 学力検査

ア 実施期日 令和7年3月19日(水)

イ 日 程

集合時刻 8時50分

学力検査

名 称	開始時刻	終了時刻	時 間
学力検査	9 : 2 0 ~	1 0 : 2 0	60分
(作文・適性検査)	1 0 : 4 0 ~	1 1 : 2 0	40分

※ 学力検査において実施する教科は、国語、数学、英語である。英語は聞き取り検査を含まない。

※ 作文・適性検査は、追検査を希望する者の志願校で実施するものと同じ形式とする。

(4) 実施場所 市教育委員会が指定した場所で実施する。

(5) 配慮事項

一般入学者選抜において、中学校等の校長が事前に志願校と十分相談した場合、改めての相談は不要とする。

(6) 出題の方針 3(5)に同じ。

(7) 問題の作成 3(6)に同じ。

(8) 学力検査実施委員会

ア 学力検査実施委員会は、市教育委員会に設け、学力検査の実施管理に当たる。

イ 学力検査実施委員会には、委員長1名及び委員を置く。

ウ 委員長及び委員は、市教育委員会が指定した者とする。

(9) 実施後の処理

ア 答案は、学力検査実施委員会において採点する。採点后、学力検査(75点満点)の得点を学力検査の結果とする。

イ 答案及び学力検査、作文・適性検査の結果は、市教育委員会が高等学校長に引き渡す。

(10) 答案の返還

高等学校長は、令和7年3月27日(木)に、市教育委員会に答案を返還する。

(11) 面 接

ア 志願者には、面接を実施する。

イ 実施期日及び場所 令和7年3月19日(水) 市教育委員会が指定した場所

ウ 面接の実施

(ア) 3(7)に準じて、面接委員会を設けて実施する。

(イ) 実施の方法については、当日実施場所にて指示する。

(12) 選 抜

ア 選抜の方針

追検査での学力検査の結果、調査書及び面接・作文あるいは適性検査の結果等を資料として、募集定員外で総合的に判断する。

イ 選抜委員会 7(2)に準ずる。

(13) 合格者の発表

- ア 高等学校長は、令和7年3月19日(水)以降、選抜結果通知書(県様式22、23を準用)により、選抜結果を中学校等の校長を通じて本人に通知する。
- イ 高等学校長は、8(2)に準じて、令和7年3月31日(月)までに報告する。

10 第2次募集

(1) 実施学校・科・部・コース

欠員を生じている学校・科・部・コースにおいて、市教育委員会と高等学校長が協議の上、実施することができる。

実施する学校・科・部・コースは、令和7年3月19日(水)までに決定する。

(2) 募集人員 合格者の発表時における、募集定員に達するまでの人数とする。

(3) 出 願

ア 出願資格

原則として、公立高等学校一般入学者選抜を受検した者で、県内の公私立いずれの高等学校にも合格していない者(私立高等学校については、合格していても、入学予定者招集日等に出席しないことなどにより、入学手続を完了しない者を含む。)とする。

ただし、一般入学者選抜で志願した同じ学校・科・部・コース(第2・第3志望を含む。)には出願できない。

イ 出願の期間

令和7年3月21日(金)から3月25日(火)まで(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付時間は午前9時から午後4時30分まで(最終日は正午まで)とする。

ウ 出願の手続

(ア) 志願校への出願の手続は、2(3)に準ずる。

ただし、自己申告書については2(3)により提出したものの写しでよい。第2次募集出願に係る誓約書(県様式18を準用)を入学出願関係書類に加え、書類の提出期間は上記イのとおりとする。

(イ) 高等学校長は、入学志願者数を令和7年3月31日(月)までに指導課長及び高校魅力化推進室長あて報告する。

エ 入学選抜手数料 2(5)に同じ。

(4) 面 接

ア 志願者には、面接を実施する。

イ 実施期日及び場所 令和7年3月26日(水) 志願校

ウ 集合時刻 9時30分

エ 面接の実施 4(1)に準ずる。

(5) 選 抜

ア 選抜の方針

一般入学者選抜での学力検査の結果、調査書及び面接の結果等を資料として、総合的に判断する。

イ 選抜委員会 7(2)に準ずる。

(6) 合格者の発表

ア 高等学校長は、令和7年3月26日(水)以降、選抜結果通知書(県様式22、23を準用)により、選抜の結果を中学校等の校長を通じて本人に通知する。

イ 高等学校長は、8(2)に準じて、令和7年3月31日(月)までに報告する。

11 その他

(1) 倉敷市教育委員会教育長が必要と認めたときは、入学者選抜について調査する。

(2) 出願について不正の事実(学歴、通学区域、調査書等)があるときは、入学許可後といえども入学を取り消すものとする。

(3) 選抜に関する表簿の保存期間は、学校教育法施行規則第28条の規定により5年間である。

特別入学者選抜

1 実施学校及び募集人員

(1) 実施学校

精思高等学校霞丘校、倉敷翔南高等学校及び真備陵南高等学校

(2) 募集人員

精思高等学校霞丘校普通科・商業科については募集定員の50パーセント、倉敷翔南高等学校総合学科昼間部・夜間部については部別募集人員の50パーセント、真備陵南高等学校普通科3修コース・4修コースについてはコース別募集人員の50パーセントとする。

2 出 願

(1) 出願資格

一般入学者選抜1(1)に同じ。

(2) 出願の制限・条件

ア 出願の制限

一般入学者選抜2(1)ア、イ、キに準ずる。

イ 出願の条件

志願する当該科・部・コースに対して、興味・関心があり、能力・適性を有し、志願する動機・理由が明白、適切であること。また、合格者として内定した場合は、必ず入学すること。

(3) 出願の期間

令和7年1月21日(火)から1月23日(木)までとし、受付時間は午前9時から午後4時30分まで(最終日は正午まで)とする。

なお、郵送による場合は、1月22日(水)までに到着したものに限り。

(4) 出願の手続

ア 特別入学者選抜志願者は、次の書類に所定事項を記入し、中学校等の校長を経由して出願の期間内に志願校に提出する。

ただし、学校教育法施行規則第95条に該当する者(文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の卒業(見込)者を除く。)は志願者本人から提出することができる。

名 称	部 数
特別入学願書	1部
納 付 書	1部
自 己 申 告 書	長期欠席者、過年度卒業者等のうち、提出を希望する志願者についてのみ1部提出
学区外出願許可の通知書	特別出願の手続きにより学区外出願申請書を提出し、許可を受けた志願者についてのみ1部提出

イ 中学校等の校長は、志願者が提出した特別入学願書の記載事項の確認を行い、次の書類を作成してそれぞれの提出期間内に志願校に提出する。

名 称	部 数	提 出 期 間
特別入学志願者一覧表	2部	1月21日(火)～1月23日(木)正午 (郵送は1月22日(水)必着)
調 査 書	各志願者について1部	

なお、入学志願者一覧表及び調査書については、出願する科・部・コースごとに提出する。

ウ 調査書の作成に当たっては、一般入学者選抜2(3)ウに準じて行うこと。

エ 高等学校長は、中学校等の校長から提出された特別入学者選抜入学出願関係書類を、所定の期間・方法等により適正に処理するとともに、特別入学者選抜志願者数を指導課長及び高校魅力化推進室長あて報告する。

- (5) 特別出願の手続
一般入学者選抜 2 (4) に準ずる。
ただし、提出期間は、令和 7 年 1 月 9 日（木）から 1 月 17 日（金）までとする。
- (6) 入学選抜手数料 一般入学者選抜 2 (5) に同じ。
- (7) 特別入学願書及び納付書の配付 一般入学者選抜 2 (6) に同じ。
- (8) その他
出願に当たっては、各高等学校が示す「三つの方針」等を参考とすること。

3 入学者選抜のための学力検査

- (1) 実施期日 令和 7 年 2 月 5 日（水）
- (2) 日 程
集合時刻 8 時 50 分
学力検査

教 科	開始時刻	終了時刻	時 間
国 語	9 : 2 0	1 0 : 0 5	45分
数 学	1 0 : 2 5	1 1 : 1 0	45分
英 語	1 1 : 3 0	1 2 : 1 5	45分
(作文・小論文)	1 3 : 0 5	1 3 : 5 0	45分

※ 英語は聞き取り検査を含む。

- (3) 実施場所 志願校
- (4) 配慮事項 一般入学者選抜 3 (4) に同じ。
- (5) 出題の方針
ア 平成 29 年文部科学省告示第 64 号の中学校学習指導要領に示された目標及び内容の範囲内で出題する。
イ 各教科とも基礎的・基本的事項を中心とする。
- (6) 問題の作成 一般入学者選抜 3 (6) に同じ。
- (7) 学力検査実施委員会 一般入学者選抜 3 (7) に同じ。
- (8) 実施後の処理
答案は、学力検査実施委員会において採点する。採点后、各教科の得点(各教科 70 点満点)を合計し、その合計得点を学力検査の結果とする。
- (9) 答案の返還
高等学校長は、令和 7 年 2 月 18 日（火）から 2 月 19 日（水）までの間に、市教育委員会に答案を返還する。

4 面 接

- (1) 一般入学者選抜 4 (1) に準ずる。
- (2) 実施期日及び場所 令和 7 年 2 月 6 日（木） 志願校
- (3) 内 容 志望の目的や適性等を把握する。
- (4) 実施の方法については、当日実施場所にて志願者に指示する。

5 各高等学校において選択実施する検査

- (1) 志願者には、各高等学校において選択実施する検査（以下「選択実施する検査」という。）を実施する。
- (2) 実施期日及び場所 令和 7 年 2 月 5 日（水） 志願校

(3) 内 容

各高等学校は、志願者一人一人の能力や適性等を多面的に評価するために、口頭試問、小論文、作文、実技のうち、一つ以上を選択し、科等の特色を踏まえた検査を実施する。選択実施する検査の概要は、下表のとおりとする。

学 校 名	科・部・コース	各 高 等 学 校 に お い て 選 択 実 施 す る 検 査 の 概 要
精 思 高等学校 霞 丘 校	普通科	<作文>与えられたテーマについて600字程度で作文を書く。
	商業科	<作文>与えられたテーマについて600字程度で作文を書く。
倉敷翔南 高等学校	総合学科昼間部	<作文>与えられたテーマについて600字程度で作文を書く。
	総合学科夜間部	<作文>与えられたテーマについて600字程度で作文を書く。
真備陵南 高等学校	普 通 科 3 修コース	<小論文>与えられた文章を読んで、問いに対する自分の考えを160～400字程度でまとめる。
	普 通 科 4 修コース	<小論文>与えられた文章を読んで、問いに対する自分の考えを160～400字程度でまとめる。

(4) 学力検査実施委員会に準じて選択実施する検査実施委員会を設けて実施する。

なお、実施の方法については、当日実施場所にて志願者に指示する。

6 選 抜

(1) 選抜の方針

選抜に当たっては、中学校等の校長から提出される調査書、学力検査・面接・選択実施する検査の結果及び自己申告書等を資料として、目的意識や適性等を重視し、各高等学校の科・部・コースの特色を配慮して総合的に判断する。調査書の評定については、第1学年、第2学年及び第3学年（義務教育学校については、第7学年、第8学年及び第9学年）の各教科の評定を活用する。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による、中学校等の臨時休業により、中学校等での活動ができなかったことや部活動等の大会、資格・検定試験の中止等により、調査書の総合所見及び参考となる事項等の記載が少ないこと等のみをもって志願者が不利益を被ることがないように配慮する。

(2) 特別入学者選抜委員会

一般入学者選抜7(2)に準じて、特別入学者選抜委員会を設け、特別入学者選抜による入学者の選抜を行う。

7 合格者の発表

(1) 高等学校長は、令和7年2月14日(金)に、特別入学者選抜結果通知書（県様式22を準用）により、選抜の結果を中学校等の校長を通じて本人に通知する。

なお、合格内定者には、中学校等の校長を経由して合格内定通知書（県様式23を準用）を交付する。

(2) 合格内定通知を受けた者は、公立高等学校一般入学者選抜に出願してはならない。

(3) 合格者の発表は、令和7年3月19日(水)に、一般入学者選抜による合格者の発表と同時に行う。

(4) 高等学校長は、令和7年2月18日(火)から令和7年2月19日(水)までの間に、特別入学者選抜等合格内定者数報告書（県様式24を準用）を、指導課長及び高校魅力化推進室長あて報告する。また、令和7年3月31日(月)までに、特別入学者選抜の経過については、指導課長あて報告し、反省事項については、指導課長及び高校魅力化推進室長あて報告する。

8 合格内定とならなかった者の扱い

選抜の結果、合格内定とならなかった者は、改めて公立高等学校一般入学者選抜に出願することができる。

9 そ の 他

一般入学者選抜11に同じ。

定時制課程の特別な入学者選抜

1 実施学校及び募集人員

- (1) 実施学校・科
夜間部の学科で実施する。
精思高等学校 普通科
工業高等学校 機械科・電気科
倉敷翔南高等学校 総合学科
- (2) 募集人員
いずれも若干名

2 出 願

- (1) 出願資格・条件
一般入学者選抜 1 (1)に定める応募資格を有し、次のいずれにも該当する者とする。
 - ア 平成 17 年 4 月 1 日以前の出生者
 - イ 定時制高等学校を志願する動機や理由が明白、適切であり、学ぶことに対して強い意欲を有すること。
 - ウ 合格者として内定した場合は、必ず入学すること。
- (2) 出願の制限
一般入学者選抜 2 (1)ア、イ、キに準ずる。
- (3) 出願の期間
令和 7 年 1 月 21 日(火)から 1 月 23 日(木)までとし、受付時間は午後 1 時 30 分から午後 8 時までとする。
なお、郵送による場合も 1 月 23 日(木)午後 8 時までに到着したものに限り。
- (4) 出願の手続
 - ア 志願者は定時制課程の特別な入学者選抜入学願書、納付書に所定事項を記入して、出身中学校等の校長（以下「中学校等の校長」という。）の確認を得て、出願の期間内に志願校に提出する。
 - イ 中学校等の校長は、志願者が作成した入学願書の記載事項を確認の上、所定事項を記入し証明する。
 - ウ 高等学校長は、提出された出願関係書類を、所定の期間・方法等により適正に処理するとともに、定時制課程の特別な入学者選抜入学志願者数を指導課長及び高校魅力化推進室長あて報告する。
- (5) 入学選抜手数料
一般入学者選抜 2 (4)に同じ。
- (6) 定時制課程の特別な入学者選抜入学願書及び納付書の配付
志願する高等学校に請求する。
- (7) そ の 他
出願に当たっては、各高等学校が示す「三つの方針」等を参考とすること。

3 面接及び作文

- (1) 学力検査実施委員会に準じて面接・作文実施委員会を設けて、志願者全員に面接及び作文を実施する。
- (2) 実施期日及び場所
令和 7 年 2 月 5 日(水) 志願校
- (3) 内 容
志望の目的や意欲・適性等を把握する。
面接では、必要に応じて簡単な口頭試問を行うことがある。
- (4) 面接及び作文の実施
実施の方法については、当日志願者に指示する。

4 選 抜

- (1) 選抜の方針
選抜に当たっては、面接・作文の結果等を資料として、目的意識や意欲等を重視して、総合的に判断する。
- (2) 定時制課程の特別な入学者選抜委員会
一般入学者選抜 7 (2)に準じて、定時制課程の特別な入学者選抜委員会を設け、定時制課程の特別な入学者選抜を行う。

5 合格者の発表

- (1) 高等学校長は、令和7年2月14日(金)に、選抜結果通知書(県様式22を準用)により、選抜の結果を本人及び中学校等の校長に通知する。なお、合格内定者には、合格内定通知書(県様式23を準用)を交付する。
- (2) 合格内定通知を受けた者は、公立高等学校の一般入学者選抜に出願してはならない。
- (3) 合格者の発表は、令和7年3月19日(水)午前9時から正午までの間に、一般入学者選抜による合格者発表と同時にを行う。
- (4) 高等学校長は、令和7年2月18日(火)から令和7年2月19日(水)までの間に、合格内定者数報告書(県様式24を準用)を、指導課長及び高校魅力化推進室長あて報告する。また、令和7年3月31日(月)までに、入学者選抜の経過、これに伴う反省事項の報告書及び判定原簿を、指導課長あて報告する。

6 合格内定とならなかった者の扱い

特別入学者選抜8に同じ。

7 その他

一般入学者選抜11に同じ。

注意事項

1 倉敷市立高等学校入学者選抜の完了の報告

入学者選抜実施委員長(高等学校長)は、入学者選抜完了後、選抜完了報告書(別紙様式1)を令和7年3月31日(月)までに倉敷市教育委員会教育長あて提出する。

2 学力検査の結果に関する保有個人情報の本人提供

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく、保有個人情報の本人提供(以下「本人提供」という。)については次のとおりである。

- (1) 本人提供の申出を行うことができる者
倉敷市立高等学校を受検した者並びに受検者の保護者
- (2) 本人提供の対象となる個人情報の内容
学力検査の各教科の得点(閲覧)
- (3) 本人提供を実施する期間
一般入学者選抜及び特別入学者選抜とも令和7年3月27日(木)から4月28日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とする。受付時間は、昼間定時制においては午前9時から午後5時まで、夜間定時制においては、午後1時から午後5時までとする。
- (4) 本人提供を実施する場所
一般入学者選抜及び特別入学者選抜の受検校とする。
- (5) 確認のための必要書類
ア 受検者本人の場合は、受検票
イ 受検者の保護者の場合は、受検票及び受検者の保護者本人であることを確認するための書類(運転免許証、旅券等)
※ 写真が貼付されていない書類の場合は、複数の書類により確認する。(健康保険の被保険者証、国民年金手帳等)
※ 入学願書に記名のない保護者の場合は、受検者との続柄を確認するための書類(住民票の写し等)を併せて確認する。
- (6) 高等学校長は、本人提供を行う期間の終了後、速やかに実施結果を本人提供状況報告書(別紙様式2)により指導課長あて提出する。

倉敷市立高等学校入学者選抜に係る書類様式等一覧

様式等	書類名称	一般入学者 選抜	特別入学者 選抜	定時制課程 の特別な入 学者選抜	備考
所定用紙	入学願書	○			
所定用紙	納付書	○	○	○	
県様式2	自己申告書	準用	準用		市ホームページ
県様式4	入学志願者一覧表	準用	準用		
県様式5	調査書	○	○		
県様式7	学年についての報告書の百分率表	○	○		
県様式8	入学志願者数報告書	準用			
県様式11	受検上の特別な配慮について	準用	準用	準用	市ホームページ
県様式12	追検査受検許可申請書	準用			市ホームページ
県様式13	追検査受検許可通知書	準用			
県様式13	追検査受検許可通知書（志願者用）	準用			
県様式15	入学者選抜カード	○			
県様式16	学力判定原簿	○	準用	準用	
県様式17	合格者数報告書	準用			
県様式18	第2次募集出願に係る誓約書	準用			市ホームページ
所定用紙	特別入学者選抜願書		○		
所定用紙	定時制課程の特別な入学者選抜願書			○	
県様式21	特別入学者選抜等志願者数報告書		準用	準用	
県様式22	特別入学者選抜結果通知書		準用	準用	
県様式23	合格内定通知書		準用	準用	
県様式24	特別入学者選抜等合格内定者数報告書		準用	準用	
別紙様式1	選抜完了報告書	○	○	○	
別紙様式2	本人提供状況報告書	○	○		

- [注] 1 「様式等」欄の「所定用紙」は、倉敷市教育委員会又は高等学校から配付された用紙を用いる。
- 2 「様式等」欄の「県様式」は、「令和7年度岡山県立高等学校入学者選抜実施要項」（以下「県実施要項」という。）に示された様式を用いる。記入の方法等については、県実施要項の記入の方法に従う。
- 3 「準用」と示された書類については、「岡山県立」を「倉敷市立」と書き改める等、「様式等」欄の様式を準用して作成する。
- 4 「備考」欄に「市ホームページ」と記された書類については、県様式に準じて作成した様式を倉敷市教育委員会学校教育部のホームページ（<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/gakuji/>）に掲載している。

倉敷市教育委員会教育長 様

倉敷市立 高等学校入学者選抜実施委員会
委員 長

令和 年度入学者選抜完了報告について

令和 年度入学者選抜を次のとおり完了しました。

記

1 特別入学者選抜

科名	性別	志願者数	完全受検者数	合格者数	入学者数
		過年度	過年度	過年度	過年度
	男				
	女				
	計				
	男				
	女				
	計				
合計	男				
	女				
	計				

2 定時制課程の特別な入学者選抜

科名	性別	志願者数	完全受検者数	合格者数	入学者数
	男				
	女				
	計				
	男				
	女				
	計				
合計	男				
	女				
	計				

3 一般入学者選抜

※ 「過年度」及び「県外」は内書再掲

科名	性別	志願者数		完全受検者数		合格者数		補欠入学者数		入学者数	
		過年度		過年度		過年度		過年度		過年度	県外
	男										
	女										
	計										
	男										
	女										
	計										
	男										
	女										
	計										
合計	男										
	女										
	計										

4 第2次募集

※ 「過年度」及び「県外」は内書再掲

科名	性別	志願者数		完全受検者数		合格者数		入学者数	
		過年度		過年度		過年度		過年度	県外
	男								
	女								
	計								
	男								
	女								
	計								
合計	男								
	女								
	計								

5 編入学試験（実施期日 月 日、 月 日）

科名	性別	志願者数	完全受検者数	合格者数	編入学者数			
					2年	3年	4年	合計
	男							
	女							
	計							
	男							
	女							
	計							
合計	男							
	女							
	計							

6 転入学試験（実施期日 月 日、 月 日）

科名	性別	志願者数	完全受検者数	合格者数	転入学者数			
					2年	3年	4年	合計
	男							
	女							
	計							
	男							
	女							
	計							
合計	男							
	女							
	計							

第 号
令和 年 月 日

倉敷市教育委員会 指導課長 殿

倉敷市立 高等学校長

本人提供状況報告書

このことについて、次のとおり、実施したので報告します。

提供申出により提供ができない個人情報（試験等の名称）	令和7年度倉敷市立高等学校入学者選抜に係る学力検査の得点
提供期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
提供件数	件
受検者数	人
備考	

- 倉敷市立 精思 高等学校 普通科^夜
〒 710-0816 倉敷市八王寺町 199-3
TEL 086-422-0387 / FAX 086-422-0449

- 倉敷市立 精思 高等学校 霞丘校 普通科^昼 / 商業科^昼
〒 712-8001 倉敷市連島町西之浦 1486-1
TEL 086-454-8125 / FAX 086-486-1169

- 倉敷市立 工業 高等学校 機械科^夜 / 電気科^夜
〒 710-0831 倉敷市田ノ上 716-1
TEL 086-422-4100 / FAX 086-422-4106

- 倉敷市立 倉敷翔南 高等学校 総合学科^昼^夜
〒 711-0937 倉敷市児島稗田町 160
TEL 086-473-4240 / FAX 086-473-7087

- 倉敷市立 真備陵南 高等学校 普通科^昼
〒 710-1301 倉敷市真備町箭田 1769-1
TEL 086-698-1171 / FAX 086-698-1179

倉敷市教育委員会 学校教育指 導課

〒 710-8565 倉敷市西中新田 640
TEL 086-426-3825 / FAX 086-421-6018

ホームページ

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/edu/> ⇒ 指導課